

『デザイン科学研究』投稿規程

(目的)

第1条 本紀要は、立命館大学デザイン科学研究センターにおける研究活動を発展させ、あわせてデザイン科学の発展に寄与することを目的とする。

(執筆者の資格)

第2条 『デザイン科学研究』に投稿できる論文等の執筆者は、以下のとおりとする。

- (1)立命館大学の専任教員(有期限雇用の教員を含む。)
- (2)立命館大学専門研究員。
- (3)立命館大学デザイン科学研究センター受け入れの客員協力研究員。
- (4)立命館大学大学院生(原則として博士課程後期課程。大学院生は、事前に本学教員による研究指導を受けた論文等を投稿する場合に限る。) および研究生。
- (5)経営学部、経営管理研究科、テクノロジー・マネジメント研究科の教授・准教授・専任講師・助教の推薦を受け、編集委員会の承認を得た者。
- (6)上記以外の者で、センター長と編集委員長が協議の上、編集委員会が研究センターの進展に裨益すると判断し、編集委員長により寄稿を依頼された者。

(投稿論文等の内容と種類)

第3条 投稿論文等は、デザイン科学の研究成果を報告するものであり、その研究目的と結論が明確に示されていなければならない。投稿論文等は、他に刊行済み、または投稿中でないものに限る。審査過程にある投稿論文等においても、同時に他機関の各種出版物への投稿およびWEB等による公表を行ってはならない。

- 2 投稿論文等の言語は、日本語、英語のいずれかとする。
- 3 投稿できる種類は、①論説(査読付き・なし)、②研究ノート(査読付き・なし)、③プロジェクト実践報告(査読なし)、④書評(査読なし)、⑤依頼論文(査読なし)とする。
- 4 投稿論文等は、『デザイン科学研究』執筆要項(別紙)に従うものとする。
- 5 査読付き論説および査読付き研究ノートの査読は、査読規程(別紙)に準じて行う。
- 6 査読付き論説および査読付き研究ノートを除く査読なし投稿論文等では、編集委員会が学術論文に求められる体裁を満足しているかを確認し、掲載の可否を判断する。

(投稿論文等の受理)

第4条 投稿論文等の受理は、編集委員会が委嘱するレフェリーの査読審査結果に基づき編集委員会で決定する。

- 2 レフェリーによる査読はダブル・ブラインドによって行う。投稿者はレフェリーを、レフェリーは投稿者をそれぞれ特定できないように査読を行う。
- 3 投稿論文等の審査期間は原則として一ヶ月とする。
- 4 編集委員会は、査読審査後に以下のいずれかの審査結果をその理由とともに投稿者に通知する。
 - (1)採択
 - (2)修正後採択
 - (3)修正後再審査
 - (4)掲載不可
- 5 編集委員会は、「修正後採択」及び「修正後再審査」の審査結果を以て、投稿論文等の改善を要請することができる。その場合の再提出の期限は原則として3週間以内とし、それを越えた場合は新規投稿論文の扱いとする。

6 投稿論文等の受付日は編集委員会へそれが到着した日とする。受理された論文等の紀要への掲載順序は、編集委員会で諮る。

(著作権及び著作の公開)

第5条 掲載された論文等の著作権は、原則として編集委員会に帰属する。論文等の著者が他の著作物に本誌に掲載された論文等を再録する場合は、編集委員会の承認を得なければならない。

2 『デザイン科学研究』に掲載された著作に関しては、編集委員会の判断によりデザイン科学研究センターが認めるホームページ等のメディアにおいて公開することができる。

(発行と投稿の申込み)

第6条 『デザイン科学研究』は、年2回発行とする。

2 論文等の投稿は、編集委員会指定の投稿申込書に記入して申込みものとする。

(原稿の提出)

第7条 投稿論文等は、完成原稿とし、原稿データ（PDF ファイルおよび MS Word 形式(拡張子が.doc のもの)のいずれか)を編集委員長宛に提出する。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、編集委員会の議を経て、編集委員会が行う。

(その他)

第9条 執筆者による校正は、原則2回とする。

附則

この規程は、2021年4月1日から施行し、2021年4月1日から適用する。

附則

この改訂は、2022年6月1日から施行する。

附則

この改訂は、2023年12月1日から施行する。